

厚木市青少年問題協議会条例

昭和 41 年 3 月 31 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、厚木市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 16 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会の議員
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、青少年問題主管課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(以下附則等省略)